第７７回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時　令和５年（2023年）11月24日（金）10：00～
場所　北海道立道民活動センター（かでる2.7）1040会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　正副会長選任

４　議　　事
（１）道州制特区について

（２）道民アイデアについて
外国人スポーツインストラクター等が在留資格外活動をする際の手続きの簡素化及び要件の緩和

（３）その他

５　閉　　会

【配付資料】
○資料１－１　地方分権改革に関する動き
○資料１－２　北海道道州制特別区域計画の概要
○資料１－３　北海道道州制特別区域推進条例（平成19年７月20日条例第44号）
○資料１－４　道州制特区提案までの流れ
○資料１－５　道州制特区提案の状況
○資料２－１　道州制特区推進法に基づく新たな提案の検討に向けたアイデア
「外国人スポーツインストラクター等が在留資格外活動をする際の手続きの簡素化及び要件の緩和」
○資料２－２　北海道の人手不足について
○資料２－３　後志管内の外国人観光客の状況
○資料２－４　在留外国人の状況
○資料２－５　外国人の在留資格について

第７７回 道州制特別区域提案検討委員会 委員名簿

【委　　員】　　（敬称略）

氏　　名	現　　職	備　考
大原（おおはら）　昌明（まさあき）	北星学園大学経済学部教授	会長
堤（つつみ）　悦子（えつこ）	北海商科大学商学部教授	副会長
朝倉（あさくら）　由紀子（ゆきこ）	ＳＯＣ（株）代表取締役社長	
池本（いけもと）　美紀（みき）	民宿きのえ荘 女将	(WEB)
宇野（うの）　二朗（じろう）	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授	(WEB)
花田（はなだ）　翔二郎（しょうじろう）	合同会社ＡＬＯＰ 代表ＣＥＯ	(WEB)
和田（わだ）　雅昭（まさあき）	公立はこだて未来大学副理事長	(欠席)

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
山中　剛	総合政策部地域行政局長
渡辺　和隆	総合政策部地域行政局行政連携課長
大山　進	総合政策部地域行政局行政連携課課長補佐
西川　亜衣	総合政策部地域行政局行政連携課分権係長
中田　哲吉	総合政策部地域行政局行政連携課主任
亀田　拓也	総合政策部地域行政局行政連携課主任

第77回道州制特別区域提案検討委員会配席図

と　き　令和5年11月24日(金)10:00～
ところ　北海道立道民活動センター（かでる2.7）1040会議室

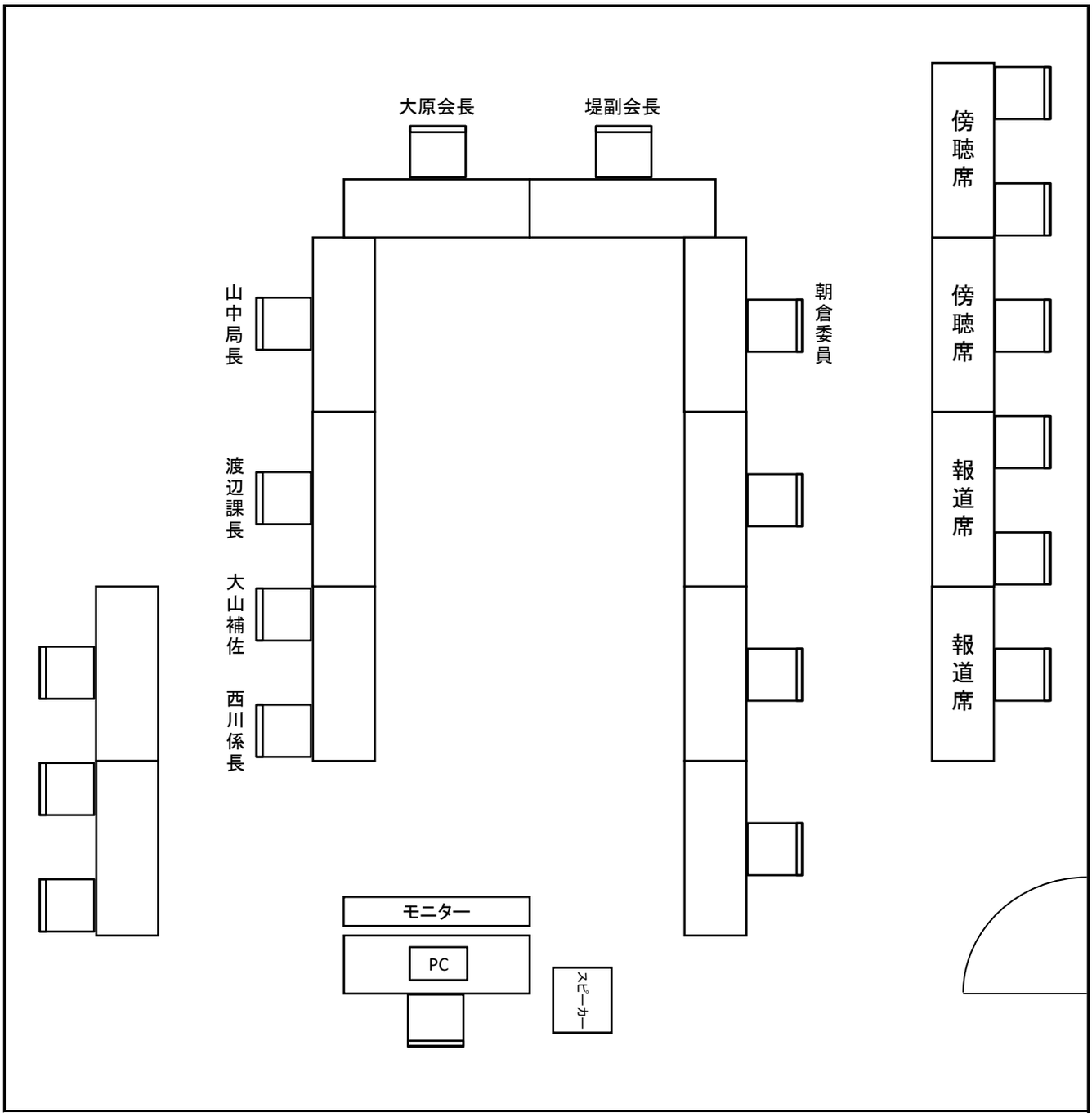

資料１－１

地　方　分　権　改　革　に　関　す　る　動　き

１９９３年 （平成５年）	**地方分権の推進に関する国会決議**	第１次地方分権改革
１９９５年 （平成７年）	**地方分権推進法制定**	
２０００年 （平成１２年）	**地方分権一括法制定** 地方自治法など４７５本の法律を一括して改正	
２００４年 （平成１６年）	**道州制議論の開始**	
２００６年 （平成１８年）	**道州制特区推進法成立** 北海道→「特定広域団体」 **地方分権改革推進法成立**	第２次地方分権改革
２００７年 （平成１９年）	**道州制特別区域基本方針** **道州制特別区域計画策定** **道州制特別区域推進条例制定**	
２０１１年 （平成２３年） ～ ２０２３年 （令和５年）	**「地方分権一括法」** **（第１次～第１３次一括法）制定**	

資料１－２

北海道道州制特別区域計画の概要

１　道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

・　明治２年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
・　昭和22年、地方自治体としての北海道がスタート。面積の小さい順から積み上げると22都府県の面積に相当する地域の広域行政を効率的に実施してきた。

(2) 北海道の現状と課題

・　人口減少や少子高齢化が急速に進む中、多くの課題に直面。
・　未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくためには、「食」、「環境」、「広大な土地資源」、「地理的優位性」などの「北海道価値」を最大限に活かした地域づくりを総合的に展開し、北海道の自立的発展を目指すとともに、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、災害に対し強靭な国土の形成に積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア　多様な北海道の価値と様々な強みを活用

・　安全でおいしい食や優れた自然環境、多様なエネルギー資源などの「北海道価値」を最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ　地域の暮らしを支えるための基盤の整備

・　広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的活用により定住条件を確保するなど、人口減少社会における地域づくりの取組が求められている。

ウ　広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

・　市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくため、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア　目的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ　計画期間

平成１９年度～令和７年度　１９年間

ウ　移譲範囲

道州制特区法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ　今後の取組

(ｱ) 地方分権の推進

・　市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努める。
・　市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進める。
・　地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組む。

(ｲ) 行政の効率化

・　国、道、市町村の適切な役割分担の下で、行財政運営の簡素・効率化に努める。

(ｳ) 北海道の自立的発展

・　国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やＪＡＳ法に基づく監督権限の国からの移譲に伴って事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。
・　今後も、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく。

２　北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受けている事務、事業等と一体的に、次の広域的施策を展開。

３　北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供	(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化	(2) 商工会議所に対する監督の一部
(3) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化	(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
(8) 地域医療を担う医師の確保	(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
(9)水道水の安全性及び安定供給の確保	(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

４　北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(4) 保安施設の整備等による森林の保全	(1) 民有林の直轄治山事業の一部（２地区）
(5) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進	(2) 直轄通常砂防事業の一部（２水系）
(6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築	(3) 開発道路に係る直轄事業（５路線）
(7) 河川の整備等による治水対策の推進	(4) 二級河川に係る直轄事業（２水系）

５　その他の取組

(1) 連携・共同事業

・　広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。

○国有林と民有林が一体となった森林づくり
○国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
○防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
○道路管理者が連携した案内標識の整備　　など１９事業

６　広域的施策の施策効果の把握及び評価

・　広域的施策の推進状況、効果について、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握した上で、事務・事業等の実施によりもたらされる地域社会や本道経済への影響等を適切に評価する。

７　今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア　国からの移譲を受けた事務・事業について

・　これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている。

・　権限の一部の移譲を受けた事務については窓口が依然として国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題。

イ　権限移譲等を求める国への提案について

・　道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道民の理解や関心を高める意義があった。

・　提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきている。

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

・　本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、自立的な地域づくりが可能となり、また、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていく。

・　具体的な提案に当たっては、道民からの意見などを基に、道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていく。

・　事務、事業の移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度の一層有効な活用に努めていく。

資料１－３

■北海道道州制特別区域推進条例（平成19年７月20日条例第44号）

（目的）
第１条　この条例は、道が行う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第６条第１項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）に関し、道民の参加の促進に必要な事項を定めることにより、変更提案に道民の意見、提言等を反映し、もって法第２条第１項に規定する特定広域団体である北海道における広域行政の推進（以下「道州制特別区域の推進」という。）を図ることを目的とする。
（道民への情報提供）
第２条　道は、変更提案の案の作成に当たり、道民が意見、提言等を述べることができるよう、道民に対して積極的に情報を提供しなければならない。
（変更提案の案の作成等）
第３条　道は、変更提案の案の作成に当たり、道民の参加を促進するため、道民が意見、提言等を述べる機会を十分に確保しなければならない。
２　知事は、変更提案の案の決定について、法第６条第２項に規定する手続をしようとするときは、あらかじめ、北海道道州制特別区域提案検討委員会の意見を聴かなければならない。
３　道は、変更提案の案を決定したときは、第１項の規定により道民から述べられた意見、提言等に対する道の考え方を公表しなければならない。
（設置）
第４条　道州制特別区域の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事項）
第５条　委員会は、知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項を調査審議する。
２　委員会は、道州制特別区域の推進に関し、知事に意見を述べることができる。
（組織）
第６条　委員会は、委員７人以内で組織する。
２　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第７条　委員会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第８条　委員会の会議は、会長が招集する。
２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　委員会は、変更提案の案の審議のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
５　委員会は、会議を原則として公開しなければならない。
（会長への委任）
第９条　第４条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条から第９条までの規定は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成19年７月規則第78号で、同19年７月30日から施行）

資料１－４

道州制特区提案までの流れ

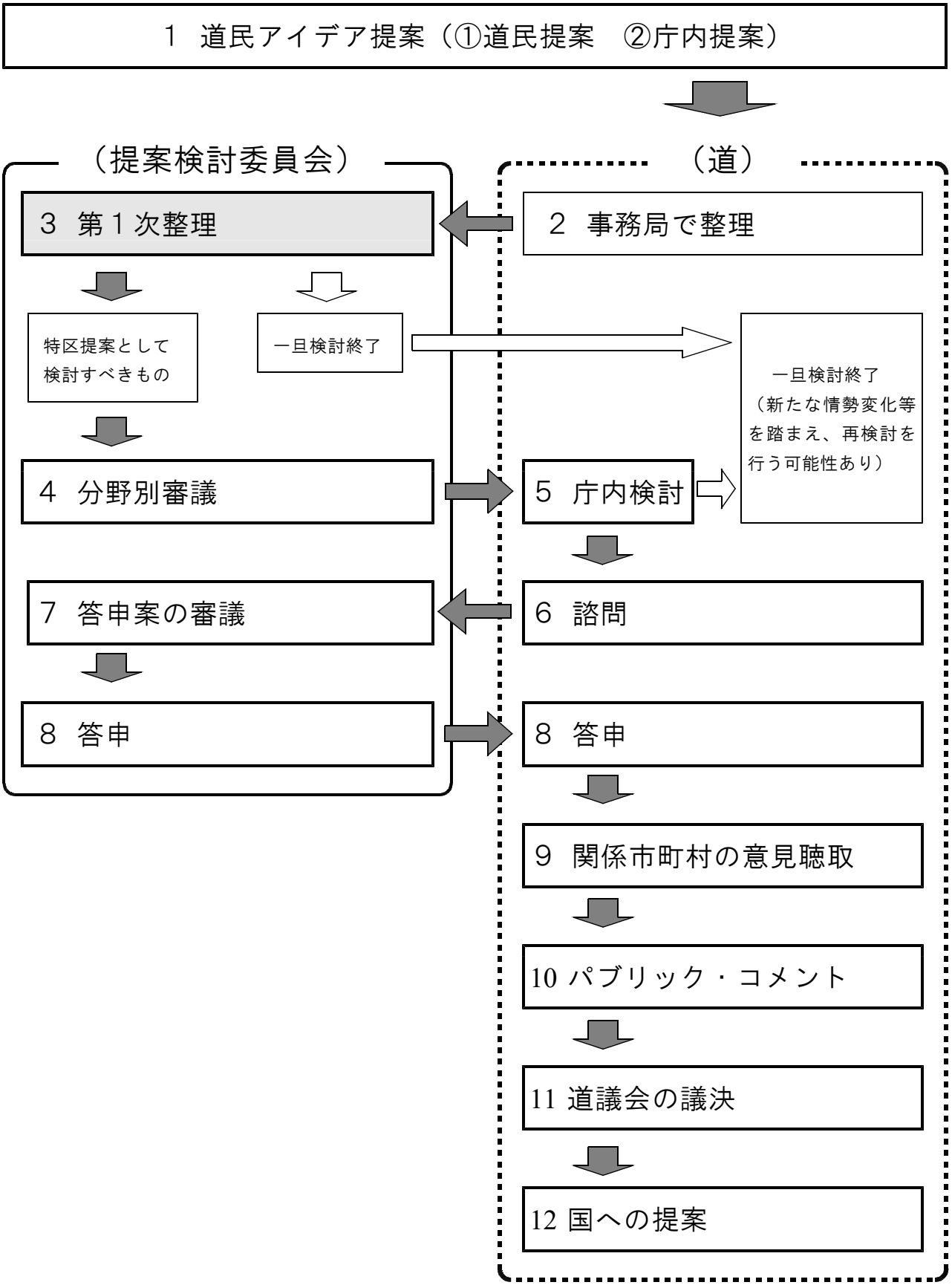

資料１－５

道州制特区提案の状況

	分野	提案項目	国の対応	国への提案時期等
第１回提案	地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度省令改正により届出廃止	H19/10/3 第１回答申 H19/12/12 道議会議決 H19/12/19 国へ正式提案 H20/3/21 基本方針変更 閣議決定
		労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年度政令改正により全国で実現済	
		地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	
	食の安全・安心	ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲	21年度政令改正により全国で実現	
	くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	
第２回提案	環境	国土利用の規制権限等の移譲	農地転用許可は27年度の法改正により、保安林の指定・解除は27年度、28年度の法改正等により一部実現	H19/12/18 第２回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更 閣議決定
		人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
		森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
		廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び22年度省令改正により対応	
	観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	
		国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
		企業立地促進法に基づく権限の移譲	29年度に別法律の改正により全国展開	
		外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
		地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	27年9月に地域限定特例通訳案内士制度が導入され、29年度法改正により全国展開	
	地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
		法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	
第３回提案	地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	維持管理に係る負担金制度を廃止	H20/7/18 第３回答申 H20/10/3 道議会議決 H20/10/8 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更 閣議決定
		道道管理権限の町村への移譲	第２次一括法による道路法の改正により全国措置	
		福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	
		コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	
		指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
第４回提案	地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設	第１次・第２次一括法により条例制定権を拡大	H21/4/10 第４回答申 H21/7/3 道議会議決 H21/7/16 国へ正式提案 H22/3/26 基本方針変更 閣議決定
		国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	現行制度で対応可能である旨を通知	
		郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
	地域医療	過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難 現行制度で一部対応可能である旨を通知	
	健康づくり産業	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	機能性表示食品制度の導入(平成27年４月～)等により提案の趣旨は実現	
第５回提案	地方自治・地域再生	「ふるさと納税」のコンビニでの収納	23年度政令改正により全国で実現	H23/5/11 第５回答申 H23/10/7 道議会議決 H23/10/28 国へ正式提案 H24/2/10 基本方針変更 閣議決定
		自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大	登録権限の市町村への移行等について検討 現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
		認定ＮＰＯ法人の認定権限等の移譲に伴う国と連携を図る仕組みなどの法制化	現行制度で対応可能である旨を通知	
	観光	アウトドア事業者等による自家用有償旅客送迎	現行制度で実施可能な範囲を明確化し通知	
第６回提案	観光	第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	着地型旅行商品の充実を図るため、第三種旅行業務等の範囲について、30年3月に国土交通省告示を改正	H26/4/10 第６回答申 H26/7/4 道議会議決 H26/7/10 国へ正式提案 H28/2/5 基本方針変更 閣議決定
	建築	建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲	対応困難であるが、認定に関する申請者の負担軽減措置を講じることにより、提案の趣旨に対応	
	食	栄養士・管理栄養士養成施設の指定・監督権限の移譲	栄養士に係る養成施設については、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討 管理栄養士に係る養成施設については、対応困難	

※継続検討は網掛け、道の提案趣旨に沿った対応は白地